

## 第1期 第2回 エステティックサロン認証 応募要項

特定非営利活動法人 日本エステティック機構

### ◆ 申請事業者要件

サロン認証を申請する事業者は、次の要件を満たしている必要があります。

- (ア) 事業拠点が日本国内にあること
  - (イ) エステティックサービス事業を1年以上にわたり営んでいること
  - (ウ) 申請事業者の名称が、日本国内において、1年以上使用され運営が継続されていること。
  - (エ) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律 第二条」に該当するいわゆる「性風俗関連特殊営業」の事業を営んでいないこと。
  - (オ) 申請の日前3年以内に次に掲げる事由に該当していないこと
    - ① 公序良俗に反する事業を行っている
    - ② 反社会的勢力及び団体と関係を有する
    - ③ 解散又は破産している
    - ④ 補助、補佐及び後見の宣告を受けている(民事再生法・会社更生法・特別清算適用会社を含む)
    - ⑤ 「特定商取引に関する法律第四十六条及び四十七条」に基づき指示・停止命令がなされている
    - ⑥ その他事業の運営に関わり行政処分・違法行為をしている
    - ⑦ 当機構における認証審査において不適合の判定を受け、その後も認証の取得ができないまま改善措置を講じていないエステティックサロンを運営している
    - ⑧ エステティックサロン認証制度運用規程第三十二条の認証取消処分を受けたエステティックサロンを運営している
- いわゆるアートメイク、まつ毛パーマはエステティックサロン認証基準の対象となりません
  - ケミカルピーリングについては制限があります。
  - レーザー・光脱毛の取り扱いのあるサロンについては、申請受付を見合わせています
  - まつ毛エクステンションは、美容師が美容所で行う場合のみ対象となります。

### ◆ 申請の単位と対象

エステティックサロン認証を申請しようとする事業者は、サロン単位で申請します。

例外として申請事業者自身が経営していないサロンであっても百貨店等から業務委託されて運営している者は、申請事業者となることができます。ただし、業務委託元事業者の審査協力の同意が必要です。

サロン認証の申請をしようとするサロンは次の要件を満たしていることが必要です。

- (ア) 申請事業者が申請サロンを1年以上継続して運営していること。
- (イ) 申請サロンの名称が、日本国内において1年以上使用され運営が継続されていること。

## ◆ 認証の種類

当機構はサロン認証において「継続型サロン認証」と「非継続型サロン認証」の二種類があります。

### (ア)「継続型サロン認証」

エステティックサービス提供の期間が1ヶ月(エステティックサービスを提供するために必要な商品について、1ヶ月を超えて使用する量を販売した場合には、エステティックサービス提供の期間が1ヶ月以下であっても、ここに含む)を超えかつ契約金額が5万円(エステティックサービスを提供するに当たり販売した商品の金額を含む)を超える契約を締結する事業を営むエステティックサロンを対象とする。

### (イ)「非継続型サロン認証」

継続型以外の事業を営むエステティックサロンを対象とする。但し、下記の①及び②を条件とします。

- ①この認証を取得しようとするエステティックサロンは、申請時に(ア)に係わる契約取引を行っておらず、また今後も同様のエステティックサービスの提供を行わないことを誓約する誓約書を提出し、当機構による確認を受けるものとする。
- ②この認証を取得したエステティックサロンは、(ア)に係わる契約取引を行うことはできない。「継続型」の形態を取る場合は、新たに(ア)の認証を取得しなければならない。

## ◆ 提出書類

申請者は、申請の際、次の申請書類を提出してください。

書類名	入手先
エステティックサロン認証受審申請書	当機構の定型書式があります
エステティックサロン認証申請誓約書	
国民生活センター宛の PIO-NET 情報開示資料	
自社消費生活相談情報の提供についての同意書	
パンフレット等 消費者配布資料	現在使用しているものを提出してください
広告物(チラシ、フリーペーパー、ホームページ等)の直近3種類	
カウンセリングシート(コースカルテ)	
概要書面及び契約書(継続型のみ)	現在使用しているものもしくは各サロン独自で作成してください。定型書式もあります。
説明交付確認書(継続型のみ)	
発行後3ヶ月以内の登記簿謄本(個人事業者の場合は住民票)	法務局等でお取り寄せください。

申込先(郵送)

〒102-0093

東京都千代田区平河町 1-6-15 USビル 5 階  
エステティックサロン認証 申請受付係

※上記、申請受付係宛に送付してください。なお、応募書類については一切返却いたしません。

◆ 第1期 第2回エステティックサロン認証 申請受付期間

2009年4月15日から6月30日まで。 ※当日必着

◆ 審査

2009年5月から開始予定

◆ 認証関連諸費用

	継続型サロン	非継続型サロン
審査申請費用(振込費用)	¥42,000	¥31,500
認証費用(登録費)	¥52,500	¥31,500
合計金額(3ヶ年分)	¥94,500	¥63,000

※ 消費税込表示。すべて1サロン当たりの費用

◆ 振込先

申請が受理されますと、受理通知書とともに請求書を送付します。

**審査申請費用(継続型 ¥42,000 非継続型 31,500)**を下記の銀行までお振り込みください。

◎銀行

三菱東京 UFJ 銀行 麹町支店

(普通)口座名 特定非営利活動法人日本エステティック機構

理事長代行 奥野貴司(オクノタカシ)

口座番号 1110226

※振込み手数料は各自でご負担願います